

減免の対象となる方

主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症で死亡又は重篤な傷病
(1か月以上の治療を有すると認められるなど)を負った

はい

いいえ

減免の対象です。
下記の添付資料①を
ご覧ください。

主たる生計維持者が令和3年に
給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入
のいずれかがある。
※年金や報酬などの雑収入、株の収入のみの方は対象外

はい

いいえ

次の2つの項目すべてに該当する。

- 1 世帯の主たる生計維持者の給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入のいずれかが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年の当該収入に比べ10分の3以上減少すると見込まれる
- 2 減少することが見込まれる主たる生計維持者の当該収入にかかる所得以外の前年の所得金額の合計額が400万円以下
※前年の収入及び所得は確定申告書の控え、源泉徴収票等で確認してください。

減免の対象では
ありません。

はい

いいえ

減免の対象です。
下記の添付資料②をご
覧ください。

減免の対象では
ありません。

添付資料①…医師による死亡診断書若しくは診断書又は保健所等から交付される措置入院の勧告書など

添付資料②

- ・令和4年の減少する見込みである当該収入金額のわかるものの写し(給与明細、帳簿等)
- ・廃業、失業された方は、それがわかるものの写し(廃業届、雇用保険受給者証、退職証明書等)